

**一部損壊住家修理金の申請
期限の延長について**

一部損壊住家修理金について、申請期限を延長します。
申請期限 9月30日(水)まで
対象 平成30年9月6日時点で居住していた「一部損壊」の判定を受けた住家を修理した世帯主

※一度、申請された方は対象になりません
必要書類 り災証明書、通帳、身分証明書、領収書
窓口 総務課(総合庁舎)、住民サービス課(総合支所)
問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎2511

被災者住み替え支援金の申請について

被災者住み替え支援金の申請を受け付けています。下表に該当する方は、お忘れにならないようご注意ください。

申請期限 令和3年3月31日(水)まで
窓口 総務課(総合庁舎)、住民サービス課(総合支所)
問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎2511

	対象	支給額
新築・中古住宅購入	半壊以上の被害を受け町内に新築または中古住宅を購入した方	上限100万円
自宅修理	半壊以上の被害を受け自宅を修理した方	上限20万円
賃貸住宅への転居	応急仮設住宅等に居住していた方で町内の賃貸住宅へ転居された方 ※災害救助法適用期限までの期間(応急仮設住宅等の入居から2年間)に限る	1世帯当たりの人数に対する1か月当たりの家賃 1人：上限7万円 2～4人：上限9万3千円 5人以上：上限11万1千円
引越し	半壊以上の被害を受けた方または長期避難指示区域に居住していた方で町外から町内へ引越した場合	上限10万円

議会懇談会のお知らせ

日頃から感じていることや疑問に思っていることなど、議員とざっくばらんに話し合ってみませんか。お誘い合わせのうえ、お気軽にお越しください。

日程

3月24日(火) 18時30分、
 追分公民館、安平公民館
 3月25日(水) 18時30分、
 早来公民館、遠浅公民館

問合せ 議会事務局 ☎2700

令和2年度(第1回)北海道警察官採用試験について

受付期間 4月8日(水)まで
対象 昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

試験区分 A区分：学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者(令和3年3月末日までに卒業見込みの者を含む)、B区分：A区分以外の者(学校教育法による高等学校に在学中の者を除く)
一次試験 5月16日(土)
問合せ 苫小牧警察署警務課 ☎0144⑤0110

申告書は、自分で作成して、お早めに!

令和元年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は3月16日(月)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は3月31日(火)です。

確定申告書は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax(電子申告)をご利用ください。

申告相談会場等で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、スマートフォン等からe-Taxによる申告書等のデータ送信が可能です。

なお、作成済みの確定申告書は郵送等により税務署に提出してください。

問合せ 苫小牧税務署(苫小牧市旭町3丁目4番17号) ☎0144③3165 ※自動音声でご案内します

広告欄

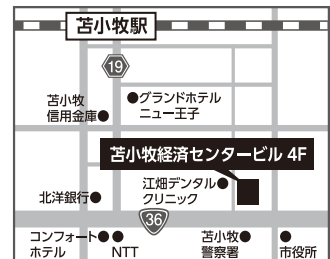
高田法律事務所

— お気軽にご相談ください。 —

- 無料駐車場 完備!**
- 交通事故
 - 民事全般
 - 債権回収
 - 借金問題
 - 不動産関連
 - 企業法務
 - 離婚
 - 労働問題
 - その他
 - 相続・遺言
 - 損害賠償



弁護士 高田 耕平



予約制 ☎0144-38-0114

【受付時間】平日9:00~17:30 (苫小牧商工会議所が目印) 苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル4階